

我孫子市公募型競争入札公告

次のとおり入札を執行する。

我孫子市長 星野 順一郎

- 1 件名：我孫子市広告付きデジタルサイネージ及び周辺案内板設置事業（長期継続契約）
- 2 履行場所：市役所本庁舎1階ロビー部分（我孫子市我孫子1858番地）
- 3 履行概要：来庁した市民向けに、庁舎案内及び市内案内図を表示する機器を設置し、この表示用モニター内に広告等を掲載することで広告収入を得、この機器の運用にかかる経費を賄い、かつ市に広告料を納付する事業を行う事業者を募集する。
- 4 履行期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 5 予定価格：年額245,500円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 入札保証金：免除
- 7 契約保証金：免除
- 8 最低制限価格：なし
- 9 支払方法：前金払
- 10 入札参加に必要な条件
 - ア 登録業種：令和6年11月1日において、我孫子市の入札参加資格者名簿の「委託」の大分類「11（広告・催事）」に登録があること。
 - イ 地域要件：なし
 - ウ 受注実績：広告主を募集し、モニターに広告を掲載する事業について、公告の日から起算して過去3年以内に官公庁又は官公庁以外の受注実績があること。（契約書の写しを入札書に添えて提出すること。）
 - エ 許認可：なし
 - オ その他：なし
 - カ 設計図書等及び本公告を熟覧の上、応札すること。
 - キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
 - ク 公告の日から入札日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）に基づき措置要件該当者であると認められた者でないこと。
 - ケ 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

- コ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- シ 公告の日から過去3か月以内に我孫子市から契約解除をされていないこと。
- ス 役員等（参加者が個人である場合にはその者。参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

1.1 設計図書等の取得等

設計図書等は、5ページに記載する入札日程表の①の日の午前9時に、我孫子市ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞令和6年度入札情報＞【公募型一般競争入札】我孫子市広告付きデジタルサイネージ及び周辺案内板設置事業」に掲載する。入札に参加しようとする者は、設計図書等をダウンロードして取得及び閲覧し、入札書を作成すること。

1.2 一括再委託の禁止

業務の全部又は主要な部分若しくはおおむね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせることは、原則禁止する。

(1) 主要な部分等の考え方

ア 主要な部分（再委託できないもの）

- (ア) 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務
- (イ) 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務
- (ウ) 発注者が仕様書などの設計図書等で指定した主要な部分

イ 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの）※

- (ア) 当該業務を行うに当たり必要なものではあるが、附随的な業務
- (イ) 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

ウ 軽微な業務（承諾を要せずに再委託できるもの）

具体的な例は次のとおり。

コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ちなど容易に扱える簡易な業務

(2) 契約金額による判断

おおむね契約金額の2分の1以上に相当する業務の再委託は「一括再委託」に該当するものとし、原則禁止する。

※ 「イ 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの）」について再委託しようとするときは、書面による承諾手続を必要とする。

1.3 相互供給の禁止

委託業務各案件において、競争相手であった他の入札参加者に業務の一部を再委託し、その者が再委託先となることを、原則禁止する。

1.4 設計図書等に関する質疑及び回答

(1) 質疑

質疑がある場合、公告日の午前9時から入札日程表の②の日の午後5時までに「ちば電子申請サービス」を通じて行うこと。ちば電子申請サービスへのアクセスは、我孫子市ホームページの「事業者向け情報>入札・契約>令和6年度入札情報>【公募型一般競争入札】我孫子市広告付きデジタルサイネージ及び周辺案内板設置事業」に掲載しているリンク先又はブラウザに下記URLを直接入力することにより行うこと。

(ちば電子申請サービス 入札質疑受付URL)

https://apply.e-tumo.jp/city-abiko-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=37836

質疑を行う者は、入力フォームに必要事項を記入の上、質疑受付を申請すること。

なお、入札又は契約全般に係る場合を除き、所定の期日を過ぎた質疑は受け付けない。

(2) 回答

入札日程表の③の日の午後1時までに我孫子市ホームページの「事業者向け情報>入札・契約>令和6年度入札情報>【公募型一般競争入札】我孫子市広告付きデジタルサイネージ及び周辺案内板設置事業」に掲載するものとする。また、質疑がないときは、その旨を掲載する。

15 公募型競争入札参加資格審査申請書兼誓約書等の提出

(1) 提出物

次の(ア)から(ウ)の書類を郵送(書留又は簡易書留)にて提出する。また、各書類の提出時期は【 】内の時期に必着とする。

(ア) 公募型競争入札参加資格審査申請書兼誓約書(以下「申請書」という。)

【入札日程表の④の日の午前9時から⑤の日の午後5時まで】

(イ) 公告文の「10 入札参加に必要な条件」で求めている書類(契約書の写し等)

【入札日程表の④の日の午前9時から⑤の日の午後5時まで】

(ウ) 入札書

【入札日程表の④の日の午前9時から⑤の日の午後5時まで】

(2) 提出物作成上の注意

ア 提出書類の日付は、**作成日**を記入すること。

イ 提出すべき書類が不足している場合は**失格**となるので、必ず確認すること。

ウ 申請書の利用者番号には、ちば電子調達システムで使用する利用者番号を記入すること。

エ 入札書に記載する金額は、本公告に記載されている予定価格と比較できるものとする(例: 予定価格が年額で消費税抜きの場合は、入札書に記載する金額も年額で消費税抜きとする。)

(3) 提出書類の様式

我孫子市ホームページの「事業者向け情報>入札・契約>令和6年度入札情報>【公募型一般競争入札】我孫子市広告付きデジタルサイネージ及び周辺案内板設置事業」の本公告に並列して掲示されている様式を用いること。

(4) 提出先・問合せ先

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市財政部資産管理課資産管理係

電話: 04-7185-1289 FAX: 04-7183-0066

16 受注実績の要件

『公告の日から起算して過去〇年以内』のように期日の範囲を限って受注実績を求めている場合は、契約日が範囲の内にあるものとし、期日の範囲内に契約し、履行が完了したのものに限る。

17 開札日時及び場所

入札日程表の⑥の日の午後2時に分館1階大会議室で行う。

18 入札の無効要件

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札者がした2以上の入札
- (3) 入札者が協定して行った入札
- (4) 金額その他入札書の記載事項が明らかでない入札
- (5) 入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの
- (6) 入札の際に提出された入札内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しないもの
- (7) 入札の際に提出された入札内訳書に誤りがあるもの
- (8) 所定の入札保証金が未納の者（納付を免除された場合を除く。）が行った入札
- (9) 郵便入札以外の方法による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

19 入札参加資格及び落札者の決定

開札の結果、予定価格以上で、最高価格を提示した落札予定者の入札参加資格の審査（以下「審査」という。）を行う。

予定価格以上で最高価格を提示した者が同額で複数となった場合は、抽選により審査の順位を決定する。

落札予定者の入札参加資格の有無は、入札日程表の⑦の日に電話で連絡する。落札予定者に入札参加資格がない場合は、次順位の者を審査し、入札日程表の⑧に示された日に落札者を決定する。

なお、入札参加資格がないとされた者は、そのことを知った日から5日以内に、我孫子市長に説明を求めることができる。

20 入札結果

入札日程表の⑨の日に我孫子市ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞令和6年度入札情報＞【公募型一般競争入札】我孫子市広告付きデジタルサイネージ及び周辺案内板設置事業」に開札結果を掲載する。

21 契約の締結

(1) 契約締結日

契約の締結日は、入札日程表の⑩の日とする。ただし、落札予定者又は次順位者に資格がない場合は、入札日程表の⑧に示された契約日とする。

(2) 契約書の作成

契約書の作成について、落札者の決定後、資産管理課資産管理係より契約関係書類を送付する。落札者は、我孫子市ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞令和6年度入札情報＞【公募型一般競争入札】我孫子市広告付きデジタルサイネージ及び周辺案内板設置事業」に掲載している書類を綴じ込んだ契約書を2部作成し、資産管理課資産管理係に提出すること。

入札日程表

月 日	内 容
令和6年 11月27日	ホームページに入札公告を掲載 ① 設計図書等閲覧開始（午前9時から） 質疑受付開始（午前9時から） ※ <u>ちば電子申請サービスから行うこと。</u>
12月5日	② <u>質疑受付締切（午後5時まで）</u>
11日	③ 質疑・回答書をホームページに掲載（午後1時までに掲載）
12日	④ 申請書、資格審査に必要な書類及び入札書の受付開始（午前9時から）
18日	⑤ 申請書、資格審査に必要な書類及び入札書の受付締切（午後5時まで）
23日	⑥ 開札（午後2時）（我孫子市役所分館1階大会議室）
24日	資格審査
25日	⑦ 落札者決定 ⑧ 落札予定者又は次順位者に資格がない場合は、その旨を電話連絡し、資格確認結果通知書を郵送。この場合の落札者決定は、令和7年1月9日（契約日は令和7年1月10日）
26日	⑨ 開札結果公表 ⑩ 契約日